

1. 日時 平成26年11月26日(水) 10:00~11:30

2. 場所 第4合同庁舎12階 共用1214会議室

3. 出席者

(委員) 中村洋一委員、前田栄治委員、樋浩一専門委員

(審議協力者) 宇南山卓財務総合政策研究所総括主任研究官、総務省、財務省、文部科学省、
経済産業省、国土交通省、日本銀行

(事務局) 清水内閣府大臣官房統計委員会担当室政策企画調査官、小森総務省政策統括官(統計基準担当)
付統計企画管理官、丸山内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、酒巻国民経済計算部長、多田企
画調査課長、谷本国民支出課長、渡邊国民資産課長、小此木分配所得課長

4. 議事

国民経済計算次回基準改定に向けた対応について

- 一般政府部門に係る記録の改善 -
- 金融市場の発展を反映した金融資産・負債の範囲の拡充 -

5. 議事要旨

(1) 中島部会長が欠席のため、今回の議事進行は部会長代理である中村委員が行った。

(2) 資料1のうち「一般政府と公的企業との間の例外的支払の取扱いの精緻化」について、事務局から説明が行われた。委員等からの意見・質問は以下のとおり。事務局案に対して反対意見は特になく、事務局案につき部会として了承された。

・ 現行では、公的企業から政府に例外的支払があった場合、資本移転に記録されるので、純貸出／純借入にイレギュラーな動きが生じているが、これは93SNAに沿っているのか、それとも日本独特のものか。

⇒事務局から、93SNAの時点で、公的企業から政府への例外的支払については、93SNAではケースによって配当(実物取引)か持分引出し(金融取引)のいずれかにすることとなっており、JSNAにおいて93SNA導入時点で今回のような変更を行うということも考えられたかもしれない旨、回答。

・ 持分の引出しについては、資産構成が変わるだけとのことだが、その場合は公的企業に対する政府の持分の記録がなされていないといけませんが、現行では表章されているのか。

⇒事務局から、現行では一般に持分は「株式・出資金」に内数として含まれるが、次回基準ではこれを細分化して「持分」といった項目を表章する予定である旨、回答。

・ 公的企業から政府に例外的支払があった場合、現行では「株式・出資金」につき減額処理を行う必要はないと考えるが、次回基準では政府の公的企業に対する持分も表章することになるのか。

⇒事務局から、次回の「金融資産の分類変更」の際に御説明したいと考えているが、金融資産の

大きな分類として「持分」という項目があり、その中で「上場株式」「非上場株式」「その他の持分」という内訳項目を設けることを検討している。本件については「その他の持分」に該当すると考えており、今後具体的にどのように計上していくか検討する予定である旨、回答。

(3) その後、資料1のうち「雇用者ストックオプションの取扱い」について、事務局から説明が行われた。委員等からの意見・質問は以下のとおり。事務局案に対して反対意見は特になく、事務局案につき部会として了承された。

- ・ 定量的なインパクトは小さいが、今後の動向によってはこのインパクトが大きくなる可能性に留意して、今回推計にあたって仮定する権利・付与の標準的なケースについて問題ないかどうか、定期的に検証していく必要がある。

- ・ 本事項につき、欧州、カナダ、オーストラリア、アメリカでの導入状況とその定量的なインパクトはどうか。

⇒事務局から、欧州、カナダ、オーストラリアについては、具体的な数値を把握していないが、いずれの国も導入しているものの、そのインパクトは日本より大きいと考えている。また、アメリカについては、税務情報を用いて本事項の導入を検討していると聞いていたが、公表資料を見ると導入はされていない模様である旨、回答。

- ・ 雇用者ストックオプションの付与後等に株価が変動する場合、計数にはどのような影響があるのか。

⇒事務局から、法人企業統計を利用する予定であるが、その基となる企業会計基準では雇用者ストックオプションの価値は価格が変動した場合でも権利付与時点での価値を記録すればよいとされており、SNAの計数は株価の変動を反映しない旨、回答。

(4) 最後に、資料1のうち「企業年金の記録方法の変更」について、事務局から説明が行われた。委員等からの意見・質問は以下のとおり。事務局案に対して反対意見は特になく、事務局案につき部会として了承された。その際、中村部会長代理からは、本部会での委員の発言も踏まえ、本事項については内容が複雑であることから、次回基準改定の公表に向けては、現行基準からの変更点やその影響について、ユーザーにわかりやすく説明することをお願いしたい旨の発言があった。

- ・ 企業年金の年金受給権の記録によって、年金受給権の変動分によって貯蓄率が改定されるということだが、消費性向については、家計最終消費支出／家計可処分所得という定義であれば変更はないという理解か。

⇒SNA マニュアルでは、貯蓄率の計算に当たっては、分子が貯蓄、分母が可処分所得＋年金受給権の変動調整と示されている。一方、消費性向についてはマニュアルでも特に明示的な記述はないと考えており、ユーザーの方で、御指摘のような利用の仕方もあれば、 $1 - \text{貯蓄率}$ として計算するという方法もあると考える旨、回答。

- ・ 貯蓄率につき、家計については下振れることとなると思うが、上振れることとなる部門はどこになるのか。

⇒事務局から、精査が必要であるが、2008SNAは年金基金には貯蓄はないという発想で設計されているので、雇主企業部門の貯蓄が動くことになると考えられる旨、回答

- ・ 退職一時金については、日本の場合、何年働けばいくら払うということが決まっているので、

発生主義に則った記録ができるということか。

⇒事務局から、企業会計基準を踏まえれば御指摘のとおりである旨、回答。

・本事項については、内容が難しく、貯蓄率にも影響を与える事項であることから、ユーザーに対して丁寧な説明を心掛けてほしい。

・退職一時金については、これまでは実際の支払のみ記録していたところ、次回基準ではいわば積立義務分を記録することになるということか。

⇒事務局から、基本はその通りであり、現行では退職一時金は支払われた分が雇用者報酬の一部として計上されているが、次回基準ではいわば毎年の積立義務増加分が勤務費用として記録されることとなる旨、回答。

・退職一時金と企業年金は一体的に運用されるものであり、退職一時金は SNA 以外で捉えられないことから考えても、事務局案に賛成する。P29 の表については、雇用者報酬には、支払われた退職金一時金ではなく、いわば積立義務増加分が記録されることがわかるようにすれば、積立義務増加分よりも現実に支払われている退職一時金の方が現状大きいので現行に比べて貯蓄率が下がるという分かりやすい説明になると考える。また、貯蓄率の定義も明記するなどしてユーザーに分かりやすいように工夫するのがよい。

⇒事務局から、後段の指摘について現行の国民経済計算年報でも所得支出勘定においては、貯蓄率の定義を備考に書いているが、もう少しわかりやすくなるように心がけたい旨、回答。

・本事項の導入により、労働分配率に影響はあるのか。

⇒事務局から、労働分配率を雇用者報酬/GDP と考えると、本事項によって分母には影響ない一方で、分子については、現実に支払われている退職一時金から一年間の追加的な支払義務に記録方法が変更されることになるので、本事項だけで見れば近年では分子が減少し、労働分配率が低下すると考えられる。ただし、次回基準改定ではその他の 2008SNA 対応や基礎統計の反映等が行われるので、全体として分配率がどう変わるかまでは現時点では分からない旨、回答。

・労働分配率が下がれば、企業の取り分が増えるということになるが、その増えた取り分は過去の積立不足解消に使われたという理解か。

⇒事務局から、全体を通してみればそのような理解となると考えている旨、回答

・現在価値を算出する際の割引率は企業毎に異なってくるのか。どのように設定されているのか。

⇒次回基準の推計では、企業会計で記録されている利息費用の金額を直接使用する予定なので、割引率を想定することはしないとした上で、ヒアリングによると企業会計では、割引率には、企業によって国債利回りや格付けの高い社債利回りが用いられている模様である旨、回答。

6 次回の予定

次回部会は 1 月下旬で調整中であり、議題については、「金融資産分類の改定」及び「金融機関の内訳分類の精緻化」が中心となる予定である旨、事務局から説明した。

※ なお、本議事要旨は速記版のため、事後修正の可能性があります。